

質問回答

平成25年12月13日

「コートジボワール国産米振興プロジェクト」

(公示日:平成 25 年 11 月 20 日/公示番号:3)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書本紙 第5「3 業務従事予定者の経験、能力等」の (1)業務管理グループにおけるボックス注記 第9「1 プロポーザルの評価基準」におけるボックス注記	業務管理グループとしてシニアと若手が組む場合の加点措置につき、(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)と記載されています。なお、同様の記載は、“コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン”最新版の第28頁にもあります。 ➤ 本案件は、「チーフアドバイザー/バリューチェーン(1)」団員の格付が1号とされていますので、上記の加点措置は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本業務は若手加点の適用外です。
2	業務指示書別紙 【第3業務実施上の条件】P20 5.見積り条件 (7)種子/肥料 【第2業務の目的・内容に関する事項】P5 6-1 実施方針 (5)クレジットでの種子、肥料の販売	種子と肥料は、本見積りに含めることと指示されています。見積書上は、一般業務費の「消耗品費」に該当し、コンサルタントがその支出・精算を行うものと理解します。一方で、「・・・種子・肥料は当初はプロジェクトの <u>在外事業強化費</u> を活用することとするが・・・」とあります。在外事業強化費は、貴機構の在外事務所または会計役嘱託を受けた専門家が支出を行うものであり、コンサルタント契約における一般業務費とは別のものと理解しております。 ➤ 最初のインプットだけは在外事業強化費から支出し、次期からはその売上げを原資にクレジットで賄	本業務指示書の「在外事業強化費」を、コンサルタント等契約における「一般業務費」に読み替えてください。

		えと言う意味でしょうか。	
3	<p>業務指示書別紙 【第2業務の目的・内容に関する事項】P7 6-2 実施体制 (1)プロジェクト実施体制 【第3業務実施上の条件】 P19-20 5. 見積り条件(4)カウンターパート出張旅費および(5)ANDER 普及員人件費</p>	<p>①CP 出張旅費の費用負担について、別見積もりで計上するとされていますが、JICA 側と現地政府間で取り決めがあり、これに沿うのか、あるいは現地政府の基準に基づくのでしょうか。 ②ANADER は連携機関と位置付けられていますが、ANADER 普及員の出張旅費も「CP 旅費」として見積もりの対象に含めるという理解でよろしいでしょうか。③また、ANADER の普及員の人件費を計上とありますが、単価・数量はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。</p>	<p>① CP 出張旅費の費用負担については現地派遣後 JICA 事務所と協議の上決定します。今回のプロポーザル見積において、下記の農業省基準（日当・宿泊込）を参照のうえ、積算ください。 ・高官（定義は不明だが多分に局長以上を想定）：30,000FCFA ・一般行政官（定義不明）：25,000FCFA ・その他要員（秘書、ドライバー等を想定）：15,000FCFA ② ANADER の出張旅費も CP 旅費として見積もりください。 ③ 普及員の人件費は、対象地区数（合計26か所）とフィールドでの活動を想定し日数を決めたいうえで、他事例から単価を設定し、計算ください。 なお、当該地域（2州、ヤムスクロ）での普及員の数は約60人です。うち、直接プロジェクトに関わる数は対象地区決定後の調整となりますので、あくまで想定としてご提案ください。</p>
4	<p>業務指示書別紙 【第2業務の目的・内容に関する事項】P7 6-2 実施体制</p>	<p>「常勤 CP」は当プロジェクトの専属で、他のプロジェクトの兼任はしないという理解でよろしいでしょうか。また、この CP はヤムスクロ在住でしょうか。</p>	<p>当プロジェクトを主たる業務となるよう調整しています。またヤムスクロ在住となります。</p>
5	<p>業務指示書別紙 【第2業務の目的・内容に関する事項】P14 9. 成果品等（1）報告</p>	<p>①第1年次にプロジェクト広報用としてパンフレットを作成しますが、次年以降は不要でしょうか。前述（第2業務の目的・内容に関する事項、6. 実施方針および実施体制、6-1 実施方針、(13)プロジェクトの柔軟性の確保）</p>	<p>① パンフレットは毎年次作成する事とします。パンフレット作成費用については、本見積もりに含める事とし、業務指示書別紙【第2業務の目的・内容に関する事項】9. 成果品等（1）報告書のうち、</p>

	書	<p>でした通り、柔軟に改善するのであれば、プロジェクトは変化するので適宜作成する必要があると思われます。</p> <p>②また、ワークプラン、進捗報告書、完了報告書は仏・英・日の3ヶ国語で作成することになっているが、作成言語を減らすことは可能でしょうか。例えば、進捗報告は日・仏で作成、完了報告は英・仏で作成など。報告書の作成に時間をかけすぎるのはプロジェクト運営上、効率的でないと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>「報告書の作成部数、送付先」に記載の部数（仏文45部、英文45部）を毎年次作成する事とします。</p> <p>②別紙のとおり、報告書の作成をお願いします。</p> <p>1. ワークプラン（第1年次）： 和文4部、仏文23部</p> <p>2. 進捗報告書（第2年次～5年次）： 和文5部、仏文23部</p> <p>3. 完了報告書： 和文5部、仏文34部、英文12部</p>
6	<p>プロジェクト詳細計画策定調査報告書P3 3.(7)投入(インプット)</p> <p>③機材供与 およびPDMの日本側Input</p>	<p>左記文書にインプットとして「研修圃場管理用農業機材（耕うん機等）」もしくは「Provision of machinery and equipment」とありますが、指示書では具体的な指示がございません。</p> <p>この機材の調達はコンサルタントの業務ですか、それとも在外事業強化費を使った事務所による調達ですか。もし、コンサルタントの調達であれば、別見積りではなく本見積りですか。また、対象グループごとに毎年度新規調達することを想定されていますか。</p> <p>もしかすると、追加支援を行なうグループに供与する可能性がある簡易機材の事を指しているのかも知れませんが、研修圃場管理用農業機材という表現と合致するのかが判断がつかねます。</p>	<p>「研修圃場管理用農業機材（耕うん機等）」については、研修センター（PASEAセンター）周辺の圃場を、研修圃場として活用する事を想定した場合、その圃場管理用の機材を指します。1年次で研修圃場設置の必要性、管理方法、機材調達方法を検討のうえ、2年次以降の契約で含める事とし2年次の契約交渉時に確認させていただきます。については、「研修圃場管理用農業機材（耕うん機等）」について今回のプロポーザル見積りに含める必要はありません。</p> <p>なお、当該機材、簡易機材を含めて現時点では契約に含めコンサルタントによる調達を想定しています。</p>

以上

(別紙) 報告書の作成部数、送付先

	作成 部数	JICA 農村開発部	JICA 事務所	コ国政府
業務計画書	4	2	2	-
パンフレット(英文)	45	5	10	30
パンフレット(仏文)	45	5	10	30
ワークプラン(和文)	4	2	2	-
ワークプラン(仏文)	23	1	2	20
進捗報告書(和文)	5	3	2	-
進捗報告書(仏文)	23	1	2	20
完了報告書(和文)	5	3	2	-
完了報告書(英文)	12	4	2	6
完了報告書(仏文)	34	2	2	30
CD-ROM	5	1 (最終年2)	1	3
収集資料	一式	一式	-	-